

議案第 20 号

清水町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 11 日提出

清水町長 阿部 一男

## 清水町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

清水町職員等の旅費に関する条例（昭和35年清水町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項を次のように改める。

航空賃は、航空旅行について路程に応じ、運賃により支給する。

第15条に次の1項を加える。

2 航空賃の額は、現に支払った運賃による。

第35条を第36条とし、第34条を第35条とし、第33条を第34条とする。

第3章中第32条を第33条とし、第25条から第31条までを1条ずつ繰り下げる。

第24条第3項中「第21条」を「第22条」に改め、第2章中同条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条第1項第1号ア中「並びに」の次に「日当、」を加え、同号ウ中「相当の」の次に「日当、」を加え、同項第2号中「第19条」を「第20条」に改め、同条を第22条とする。

第20条中「応じた」の次に「日当定額の5日分及び」を加え、同条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（日当）

第18条 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。

2 日当の額は、旅行先の区分に応じた別表第1の定額による。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第16条、第17条、第18条、第19条、第21条関係）

内国旅行の旅費

車賃、交通費、日当及び宿泊料

車賃	交通費		日当		宿泊料（1夜につき）		
1km につき	甲地方 1日に つき	乙地方 1日に つき	甲地方 1日に つき	乙地方 1日に つき	甲地方	乙地方	丙地方
37円	2,500円	1,500円	2,200円	2,000円	12,000円	11,000円	3,000円

## 備考

- 1 甲地方とは道外の政令指定都市を、丙地方とは清水町内の地域を、乙地方とはその他の地域をいう。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合の宿泊料は、各々 2 分の 1 に相当する額を支給する。
- 3 町内の旅行において有料の交通機関を利用した場合の車賃は、その実費とする。
- 4 自己の費用負担が生じない場合の旅行における車賃は、支給しないものとする。この場合の旅行命令の処理は、公用車扱いとする。

別表第 2 中「（第19条関係）」を「（第20条関係）」に改める。

別表第 3 中「（第29条、第30条、第32条関係）」を「（第30条、第31条、第33条関係）」に改める。

## 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。